

令和3年9月1日

保護者 様

北方町教育委員会
教育長

新型コロナウイルス感染症による臨時休業の判断について

日ごろは、北方町の教育にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

現在の新型コロナウイルス感染症による感染拡大により、岐阜県にも国の緊急事態宣言が出され、現在、予断を許さない状況にあります。園や学校におきましては、これまで以上に感染防止対策の徹底に取り組みながら子どもたちを受け入れているところです。

このたび、文部科学省より新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインが示されたのを受け、本町の園・学校では、今後、学級閉鎖等、臨時休業の条件について、下記のとおりとします。

なお、今後の感染状況等により、条件や対応等を変更する場合もあることをご承知おきください。

記

1 学級閉鎖

以下のいずれかの状況に該当し、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施します。（ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。）

- (1) 同一学級において、複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- (2) 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断のかぜ等の症状を有する者が複数いる場合
- (3) 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- (4) その他、学校設置者である教育委員会で必要と判断した場合

※学級閉鎖の期間としては、5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断します。

2 学年閉鎖

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施します。

3 学校全体の臨時休業

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施します。